

大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱

制定 平成 27 年 4 月 1 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

（目的）

第1条 この要綱は、建物の老朽化や建て詰まりに加えて、狭あいな道路が多い等、防災面や住環境面で様々な課題を抱えた密集市街地において、防災性の向上及び居住環境の改善を図るため、幅員 6 m 未満の道路に接する敷地等に建築された老朽木造住宅を除却し、跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として整備する場合に、それらに要する費用の一部を大阪市が補助することに関し、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 床面積の合計の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 幅員 6 m 未満の道路に接する敷地等 次に掲げるもののいずれかに該当する敷地をいう。
 - ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条に規定する道路（法附則第 5 項の規定により同条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定があったものとみなされるものを含む。以下第 18 条、別表 1 (1) 及び別表 2 において「道路」という。）で幅員が 6 m 未満のものに接するもの
 - イ その他、市長が防災上有効と認めるもの
- (3) 老朽木造住宅 別表 1 (1) の要件を満たす木造住宅をいう。
- (4) 集合住宅 重ね建住宅、連続住宅又は共同住宅をいう。
- (5) 土地所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 老朽木造住宅が存する土地の所有権又は老朽木造住宅の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者（以下、「土地の所有権等を有する者」という。）
 - イ アの配偶者又は一親等内の親族
- (6) 防災空地 老朽木造住宅を除却（住戸の一部分のみを除却する場合を除く。以下同じ。）した跡地の全部又は一部を災害時の避難等に役立つ空間として整備し、自治組織等が維持管理する公共的な空地をいう。
- (7) 防災空地となる土地 別表 1 (2) の要件を満たす土地をいう。
- (8) 自治組織 自治会等の地域住民の組織する団体をいう。
- (9) 補助事業者 この要綱に基づき、補助事業を行い補助金の交付を受けようとする土地所有者等又は自治組織等で、別表(3)の要件を満たすものをいう。ただし、補助事業者以外に第 5 号アに該当する者がいる場合にあっては、当該者全員の承諾を得た者に限る。また、補助金を交付した後にあっては、補助金の交付を受けた者とする。
- (10) 補助事業 重点対策地区内の幅員 6 m 未満の道路に接する敷地等において、老朽木造住宅を除却し、別表 1 (4) の要件を満たし、跡地の全部又は一部を災害時の避難等に役立つ空間として整備し、この要綱に基づき補助金の交付を受ける事業をいう。

(11) 補助対象事業 補助事業のうち、第5条の規定に基づき補助の対象となる事業をいう。

(12) 管理者 別表1(5)の内容を遵守し、防災空地を維持管理する自治組織等をいう。

(13) 重点対策地区 延焼危険性及び避難困難性について最低限の安全性の確保が必要な市街地で、別表3に掲げる区域をいう。

(事業計画の承認)

第3条 補助事業者が、補助事業を行おうとするときは、あらかじめ大阪市と協議を行い、事業計画承認申請書（様式1）を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業計画が補助事業に適合していると認められるときは、事業計画を承認することができる。
- 3 市長は、前項の規定により事業計画を承認するにあたって、必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により事業計画を承認するにあたって、必要な指導助言等を行うことができる。
- 5 市長は、事業計画を承認した場合は、事業計画承認通知書（様式2）により補助事業者に通知するものとする。
- 6 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、事業計画を承認することが不適当であると認めたときは、事業計画を承認しない旨の決定をすることができる。
- 7 市長は、事業計画の承認をしない旨の決定をした場合は、不承認通知書（様式3）により補助事業者に通知するものとする。
- 8 市長は、第1項の申請書が到達してから、20日以内に事業計画の承認又は承認しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

(実施協定及び貸借契約の締結)

第4条 土地所有者等、自治組織等及び市長（以下「協定者」という。）は前条第5項に規定する事業計画承認通知後、速やかに、次の各号に掲げる事項を定めた協定（以下「実施協定」という。）を締結するものとする。なお、実施協定の有効期間は、原則、締結日を初日として、災害時の避難等に役立つ空間として整備する事業（以下「整備事業」という。）における第13条第1項の規定に基づく補助金の額の確定通知日又は同条第2項の規定に基づく検査適合通知日（以下「整備事業における額の確定通知日等」という。）から3年を経過した日の属する年度の末日を満了日とする。

- (1) 防災空地となる土地の位置及び区域
 - (2) 実施協定の有効期間
 - (3) 整備等に関する事項
 - (4) 維持管理等に関する事項
 - (5) 遵守事項
 - (6) その他必要な事項
- 2 市長と防災空地となる土地の所有者は、前項の規定による実施協定を締結したときは、速やかに、防災空地となる土地の土地使用貸借契約（以下「貸借契約」という。）を締結するものとする。なお、貸借契約の有効期間は、原則、整備事業における額の確定通知日等を初日として、当該日から3年を経過した日の属する年度の末日を満了日とする。
 - 3 防災空地となる土地の所有者、管理者及び市長は、前2項に規定する実施協定及び貸借契約の有効期間満了日の3か月前までに、防災空地となる土地の所有者又は管理者から市長へ実施協定の再締結申出書（様式4）の提出があった場合、協議を行った上で、実施協定及び貸借契約の再締結をするこ

とができる。なお、再締結する際の実施協定及び貸借契約の有効期間は、最長3年とする。

(補助の対象及び補助率)

第5条 補助の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。ただし、消費税等相当額及び他の大阪市等の事業により補助や補償を受ける部分にかかる費用は除く。

(1) 老朽木造住宅の除却に要する費用

(2) 舗装、植栽、防災倉庫、かまどベンチ、周囲の囲い、排水設備、標識、その他災害時の避難等に役立つ空間としての整備に要する費用

2 第1項第1号に掲げる費用について、市長は、補助事業者に対して、予算の範囲内において、補助対象となる費用の3分の2以内又は、次の各号に掲げる補助限度額単価を補助対象面積に乘じた額の3分の2以内のうちいずれか低い額を補助することができる。また、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 集合住宅(集合住宅の一部のみを除却するものを除く。)である場合 1平方メートルあたり 15,000円

(2) 前号に該当しない場合 1平方メートルあたり 17,000円

3 前項の補助金の額は、次の各号に掲げる額を限度とする。

(1) 集合住宅(集合住宅の一部のみを除却するものを除く。)である場合 1棟あたり 2,000,000円

(2) 前号に該当しない場合 1棟あたり 1,000,000円

4 第1項第2号に掲げる費用について、市長は、補助事業者に対して、予算の範囲内において、補助対象となる費用の3分の2以内又は、1平方メートルあたり 18,500円を補助対象面積に乘じた額の3分の2以内のうちいずれか低い額を補助することができる。ただし、補助金の額は、1,200,000円を限度とする。また、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請及び決定)

第6条 補助事業者は、実施協定及び貸借契約の締結後、補助対象事業に係る工事契約予定日の30日前、かつ、工事契約予定日の属する年度の12月末日(本市の定める休日ではある場合は、その日以前の直近の休日でない日)までに、補助金交付申請書(様式5)を作成の上、市長に提出しなければならない。ただし、交付申請までに工事契約した場合であっても、工事に未着手であることを証明できるときは、本項本文の「工事契約」及び第4項第1号の「工事契約」を「工事着手」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第12条第1項に基づく完了報告を補助金の交付決定通知日の属する年度の2月末日(本市の定める休日ではある場合は、その日以前の直近の休日でない日)までに行うことができない場合は、申請することができない。なお、老朽木造住宅を除却する事業(以下「除却事業」という。)及び整備事業を連続して行わない等の場合は、当該各事業について別々に申請することができる。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請に係る補助金の交付が法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)に違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し、この要綱に適合し、補助金を交付すべきと認めたときは補助金の交付決定をすることができる。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行うにあたって、次の各号に掲げる条件を付すものとするほか、必要な条件を付することができる。

(1) 補助事業に係る工事契約は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降とすること。

- (2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（次に掲げる変更等に限る。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- ア 除却する老朽住宅の用途・形式、棟数又は戸数の変更
 - イ 整備事業に係る計画の変更
 - ウ 事業期間の変更
 - エ 補助金の額の変更を伴う変更
- (3) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- 5 市長は、第3項による審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、補助金を交付しない旨の決定をすることができる。
- 6 市長は、第1項の申請書が到達してから30日以内に補助金の交付決定又は交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

（交付決定の通知）

- 第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式6）により速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式7）により速やかにその旨の理由を付して補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

- 第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付申請取下書（様式8）により交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げができる。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなし、補助金交付申請取下承認通知書（様式9）により補助事業者に通知するものとする。

（補助対象事業の工事着手）

- 第9条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付申請における工事契約予定日にかかるらず、第7条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降に工事契約し、工事に着手しなければならない。
- 2 第6条第1項ただし書の規定に基づき交付申請を行う場合は、補助事業者は当該交付申請における工事着手予定日にかかるらず、第7条第1項の規定による補助金の交付決定通知日以降に工事着手し、速やかに工事着手届（様式6-2）により工事着手日を市長に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、第10条第1項ウの規定に基づき補助金交付変更承認申請を行う場合は、同条第2項第2号の規定による補助金変更承認通知日以降に当該変更部分の工事に着手し、速やかに工事着手届（様式6-2）により工事着手日を市長に届け出なければならない。

（補助事業の変更及び廃止等）

- 第10条 補助事業者は、補助事業について次の各号に係る事業内容を変更する場合等においては、次

表の第一欄に掲げる場合のときは、第二欄に定める様式を別表2で定める書類を添付して、第三欄に定める期日（その日が休日である場合は、同日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 除却する老朽住宅の用途・形式、棟数又は戸数
- (2) 整備事業に係る計画
- (3) 事業期間
- (4) 補助事業の廃止
- (5) 補助金の額
- (6) その他、市長が必要と認める事項

	第一欄（場合）	第二欄（様式）	第三欄（期日）
ア	第1号から第4号までの変更又は中止（ただし、第5号の変更を伴う場合を除く。）	事業計画変更等承認申請書（様式10）	交付決定通知日の属する年度の2月末日
イ	第5号の変更（ただし、次項「ウ」の場合を除く。）	補助金交付変更承認申請書（様式11）	交付決定通知日の属する年度の2月末日
ウ	第5号の変更（変更申請額が既交付決定額を超える場合）	補助金交付変更承認申請書（様式11）	交付決定通知日の属する年度の12月28日かつ当該変更部分の工事着手予定日の30日前
エ	第6号の変更	事業計画変更等承認申請書（様式10）又は補助金交付変更承認申請書（様式11）	交付決定通知日の属する年度の2月末日

2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請書が到達してから30日以内（申請書に不備があり、訂正等に要する日数は除く。）に承認の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる様式によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

- (1) 事業計画変更等承認申請書の提出があった場合において、変更を承認するとき 事業計画変更等承認通知書（様式12）
- (2) 補助金交付変更承認申請書の提出があった場合において、変更を承認するとき 補助金交付変更承認通知書（様式13）
- (3) 変更を承認することが不適当であると認めたとき 不承認通知書（様式3）

3 市長は、補助事業者が第1項に規定する申請書の提出を怠った場合、事業計画承認及び交付決定取消通知書（様式14）により補助事業者に事業計画承認及び補助金の交付決定を取り消す旨の通知をするものとする。

4 前項に規定する事業計画承認及び交付決定取消通知書を受けた場合は、当該補助事業にかかる実施協定及び貸借契約は解除されたものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第 11 条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、天災地変その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、規則第 9 条に基づき、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をすることができる。

2 市長は、前項の取消し又は変更を行った場合は、補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式 15）により補助事業者に通知する。

（完了報告）

第 12 条 交付決定を受けた補助対象事業を完了した補助事業者は、完了報告書（様式 16）に別表 2 に掲げる書類を添付のうえ事業期間内、かつ、補助金の交付決定通知日の属する年度の 2 月末日（大阪市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに市長に提出しなければならない。

2 整備事業に係る補助金交付申請書の提出を行わなかった補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了報告書（様式 16 の 2）を作成し、速やかに、かつ、次項に掲げる日までに、市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、実施協定及び貸借契約を締結した次年度の 2 月末日（大阪市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに、補助事業を完了しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 13 条 市長は、前条第 1 項の報告の提出があった場合は、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地の調査を行い、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金の額の確定通知書（様式 17）により補助事業者に通知する。

2 市長は、前条第 2 項の報告の提出があった場合は、当該報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地の調査を行い、当該報告に係る整備事業の成果が事業計画の承認（第 10 条第 2 項の規定に基づく承認を含む。以下次条及び第 18 条において同じ。）の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、その旨を検査適合通知書（様式 17 の 2）により補助事業者に通知する。

（是正のための措置）

第 14 条 市長は、第 12 条第 1 項の報告の提出があった場合において、当該補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

2 市長は、第 12 条第 2 項の報告の提出があった場合において、整備事業の成果が事業計画の承認の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

（補助金の交付の請求及び交付）

第 15 条 第 13 条第 1 項の通知を受けた補助事業者は、速やかに、かつ、補助金の交付決定通知日の属する次の年度の 4 月末日（大阪市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに補助金の交付の請求を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の請求があった場合、請求があつた日から 30 日以内に口座振替により補助金を支払うものとする。ただし、請求に不備があり、訂正等に要する日数は除くものとする。

(実施協定及び貸借契約の解除)

- 第 16 条 協定者（市長を除く。以下本条において同じ。）は、補助事業完了後、実施協定及び貸借契約の有効期間中に実施協定及び貸借契約を解除しようとするときは、あらかじめ協定者及び市長と協議し、実施協定及び貸借契約解除申出書（様式 18）を市長へ提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申出書の提出があった場合、その受領日をもって当該実施協定及び貸借契約を解除するものとする。
- 3 市長は、協定者が実施協定及び貸借契約、又は本要綱に規定する内容に違反する場合は、実施協定及び貸借契約を解除するものとし、実施協定及び貸借契約解除通知書（様式 19）により協定者に通知する。

(実施協定及び貸借契約の失効)

- 第 17 条 前条の規定に関わらず、天災地変その他の不可抗力により、防災空地の全部若しくは一部が滅失し、又は毀損し、防災空地の目的が達せられなくなったときは、当該実施協定及び貸借契約はその効力を失うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第 18 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件並びに事業計画の承認の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 国土交通省制定に係る「社会资本整備総合交付金交付要綱」又は大阪府制定に係る「大阪府密集住宅市街地整備促進事業補助金要綱」に基づく国又は大阪府の大都市に対する交付金の交付決定が取り消される等により、大阪市が国又は大阪府から当該交付金の交付を受けられない又は交付後返還を求められたとき。
- (4) 整備事業における額の確定通知日等から 3 年を経過した日の属する年度の末日までに、第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき実施協定及び貸借契約が解除したとき。ただし、以下に掲げる場合を除く。
- イ 防災空地と隣接する敷地を集約して耐火建築物を建築し、接道部の周辺（道路境界から視認できる範囲内）に敷地面積の 3 %以上の一定のまとまりのある緑地を設ける場合
- ロ その他、市長が認めた場合
- (5) 前 4 号のほか、この要綱に違反したとき。
- 2 前項第 4 号本文の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、以下の内容で交付決定したものとみなす。
- (1) 第 5 条第 2 項に規定する補助金の額は、補助対象となる費用の 3 分の 2 以内又は、次のイ及びロに掲げる補助限度額単価を補助対象面積に乘じた額の 3 分の 2 以内のうちいずれか低い額を補助することができる。また、補助金の額の算定において、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- イ 集合住宅（集合住宅の一部のみを除却するものを除く。）である場合 1 平方メートルあたり 15,000 円
- ロ イに該当しない場合 1 平方メートルあたり 17,000 円
- (2) 前号の補助金の額は、次のイ及びロに掲げる額を限度とする。

イ 集合住宅（集合住宅の一部のみを除却するものを除く。）である場合 1棟あたり 2,000,000円
ロ イに該当しない場合 1棟あたり 1,000,000円

(3) 第5条第4項に規定する補助額は0とする。

(他制度との併用)

第19条 他の公的融資又は補助金等を併せて受けようとする補助事業者は、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示を行うにあたっては、他の公的融資又は補助等を行う機関と調整を図るものとする。

(補助事業の遂行)

第20条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業を遂行しなければならない。

(補助事業の遂行指示等)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、職員に補助事業に係る物件に立ち入り、設計図書等の書類を実地検査させ、又は必要な指示をさせることができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めたときは、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

3 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該事業者に対して補助事業の全部又は一部の停止を求めることができる。

(状況報告)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行に関する報告を求めることができる。

(調査協力)

第23条 補助事業者は、補助事業に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力するものとする。

(理由の提示)

第24条 市長は、補助金の交付決定の取消し、補助事業の遂行の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(補助金の返還)

第25条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定取消兼返還請求書（様式20）により期限を定めて、その補助金の返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第26条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第19条に基づき、加算金及び延滞金を大阪市に納付しなければならない。

(代表申請者の選任及び責務)

第 27 条 複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合は、そのうちから代表申請者を選出し、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄について代表申請者に委任するものとし、かつ代表申請者と協力して、この要綱に定める事柄を責任を持って遂行しなければならない。この場合において、当該代表申請者が行った行為は、すべての補助事業者が行った行為とみなす。

2 市長は、複数の補助事業者により補助事業を行おうとする場合における事業計画の承認申請から補助金の支払いに至るまでの手続き及び補助金の返還に関して、すべて代表申請者を相手方とする。

(関係法令の遵守等)

第 28 条 補助事業者は、法令等を遵守するとともに、良好な住環境等を確保するため、当該補助事業の敷地内又はその周辺で、実施又は実施が予定されている公的事業の所管部署と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

(関係書類の整備)

第 29 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 30 条 市長は、補助事業を実施するため、事務の一部を大阪市以外のものに委任することができる。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 27 年 8 月 25 日から施行する。
- 2 なお、改正前の要綱に定めた様式により第 3 条の事業計画承認申請及び第 6 条の補助金交付申請があつた場合は、平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、改正後の文言に読み替えたうえで使用することができる。

附 則

この要綱は平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要綱に定める様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、改正後の

要綱に定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱が施行される前に、改正前の第3条第8項の規定により事業計画の承認を決定したものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和6年11月20日から施行する。
- 2 この要綱が施行される前に、改正前の第3条第8項の規定により事業計画の承認を決定したものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱が施行される前に、改正前の第3条第8項の規定により事業計画の承認を決定したものは、なお従前の例による。

別表1（第2条第3号、第7号、第9号、第10号、第11号関係）

補助事業の要件

(1)	老朽木造住宅の要件	<p>以下に定める要件のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に新築された木造住宅であると固定資産（家屋）評価証明書等により証明されたもの。ただし、道路に接する長さが2m未満の敷地に存する昭和26年以降に新築されたものは除く。また、昭和26年以降に建築された道路中心より2mの範囲に存する部分及び昭和56年6月1日以降に増築又は改築された部分の除却に要する費用は補助の対象とせず、補助対象面積は固定資産（家屋）評価証明書を基に算出するものとする。 差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。 大阪市営、大阪府営、都市再生機構、公社住宅等の公的事業主体が所有又は管理する住宅でないこと。 法第9条若しくは第10条又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条に規定する措置が命じられていないものであること。
(2)	防災空地となる土地の要件	<p>以下に定める要件のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点対策地区の区域内であること。 現に別表1(1)の要件を満たす老朽木造住宅が存するものであること。 面積が50m²以上であると固定資産（土地）評価証明書等により証明されたもの。ただし、当該面積には、現況の道の範囲内の面積は算入しない。 位置及び形状が周辺の防災性の向上に資すると認められるもの。 避難に有効な大規模な空地や幹線道路に隣接しないこと。 大阪市営、大阪府営、都市再生機構、公社住宅等の公的事業主体が所有又は管理するものでないこと。 土地所有者が大阪市に原則として3年間、無償で貸与すること。 差押処分、仮差押処分、処分禁止の仮処分を受けていないこと。
(3)	補助事業者の要件	<p>補助事業者及び補助事業者と同一世帯の老朽木造住宅（補助対象事業にかかるもの）の所有権を有する者（以下「建物所有者」という。）について、大阪市における以下の税の滞納がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人にあっては個人市民税、法人にあっては法人市民税 所有する全ての土地・家屋にかかる税（固定資産税・都市計画税）
(4)	防災空地となる土地の整備要件	<p>以下に定める要件のすべてを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難等に役立つ空間として整備すること。 舗装の種類は、土舗装、砂利舗装、アスファルト舗装、インターロッキング舗装、コンクリート舗装その他これらに類するものとすること。 排水に支障がないよう排水設備等を設けること。 防災空地の利用規則、その他の必要な事項を記した標識を見やすい場所に設置すること。
(5)	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 防災空地を災害時の避難等に役立つ空間として、責任を持って日常的に維持管理すること。 公共の用に供するものとして、防災空地を常時開放すること 維持管理状況報告書（様式21）により、年に1度、防災空地の維持管理の状況を報告すること。

別表2 様式一覧

事業計画承認申請書	様式 1	
事業計画書	様式 1－1	
位置図		除却する建物、敷地、道路等の位置を示すこと
除却する建物の配置図		*昭和 26 年以降に建築された部分がある場合
計画概要図（整備事業）		防災空地となる土地の面積を示すこと
固定資産（土地）評価証明書		
登記事項証明書・登記簿謄本（土地）		
補助事業者一覧	様式 1－2	*補助事業者が複数の場合
委任状（代表申請者を除く全員）	様式 1－3	代表申請者を除く全員の委任状を添付すること
補助事業者が、土地の所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		*補助事業者が、土地の所有権等を有する者の配偶者又は一親等内の親族である場合
納税証明書 (市民税、固定資産税及び都市計画税)		補助事業者が複数の場合は全員の納税証明書が必要 補助事業者と同一世帯の建物所有者がいる場合、建物所有者全員の納税証明書が必要 市民税が非課税の場合は、納税証明書（市民税）に替えて課税（所得）証明書を添付すること
除却建物一覧	様式 1－4	除却する建物全てを棟ごとに記入すること
固定資産（家屋）評価証明書		棟明細の表記があり、建築年、共有者氏名が付記されていること 家屋の所在が登記事項証明書等に記載されている所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること
登記事項証明書・登記簿謄本（建物）		申請にかかる除却建物全てにかかるもの
除却建物の外観写真		1 棟あたり 2 方向程度
承諾書（建物）	様式 1－5	*補助事業者以外に建物所有者がいる場合 補助事業者を除く建物所有者全員の承諾書と印鑑登録証明書を添付すること 必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
誓約書	様式 1－6	
承諾書（土地）	様式 1－7	*補助事業者以外に土地の所有権等を有する者がいる場合 補助事業者を除く土地の所有権等を有する者全員の承諾書と印鑑登録証明書を添付すること 必要事項が記入されている場合は様式によらなくともよい
他制度との適用区分一覧表	様式 1－8	*他制度と併用する場合
その他必要と認める書類		
事業計画承認通知書	様式 2	

不承認通知書	様式 3	
事業実施協定の再締結申出書	様式 4	
補助金交付申請書	様式 5	
位置図		除却する建物、敷地、道路等の位置を示すこと
計画概要図（整備事業）		*整備事業が補助対象事業の場合 防災空地となる土地の面積を示すこと
交付申請額内訳書【除却事業】	様式 5－1	
交付申請額内訳書【整備事業】	様式 5－2	
見積書		
工事に未着手であることを証する書類		*第 6 条第 1 項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
その他必要と認める書類		
補助金交付決定通知書	様式 6	
工事着手届	様式 6－2	*第 9 条第 2 項の規定により工事に着手した場合
補助金不交付決定通知書	様式 7	
補助金交付申請取下書	様式 8	
補助金交付申請取下承認通知書	様式 9	
事業計画変更等承認申請書	様式 10	
変更内容を説明する資料		
その他必要と認める書類		
補助金交付変更承認申請書	様式 11	
交付申請額内訳書【除却事業】	様式 11－1	
交付申請額内訳書【整備事業】	様式 11－2	
変更承認に必要な書類等（変更内容が確認できる書類等）		
変更部分の工事に未着手であることを証する書類		第 10 条第 1 項ウに基づき申請する場合
その他必要と認める書類		
事業計画変更等承認通知書	様式 12	
補助金交付変更承認通知書	様式 13	
事業計画承認及び交付決定取消通知書	様式 14	
補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書	様式 15	
完了報告書	様式 16	交付申請額が変更となる場合は、事前に補助金交付変更承認申請を行うこと
工事請負契約書等の写し		補助事業者が工事契約していることが確認できる工事契約書等の写しを添付すること
完成写真		
工事費の支払いを証する書類		領収書及びその他支払いを証明する書類

領収書遅延理由書	様式 16-1	領収書遅延理由書を提出する場合は、請求書の写しを添付すること 補助金請求の際に工事費の支払いを証する書類（領収書及びその他支払いを証明する書類）を添付すること
その他必要と認める書類		
完了報告書	様式 16 の 2	
工事請負契約書等の写し		補助事業者が工事契約していることが確認できる工事契約書等の写しを添付すること
完成写真		
その他必要と認める書類		
補助金の額の確定通知書	様式 17	
検査適合通知書	様式 17 の 2	
請求書		
その他必要と認める書類		
実施協定及び貸借契約解除申出書	様式 18	* 第 18 条第 1 項第 4 号イに該当する場合はそれを証する書類を添付すること
実施協定及び貸借契約解除通知書	様式 19	
補助金交付決定取消兼返還請求書	様式 20	
維持管理状況報告書	様式 21	

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。

別表 3 重点対策地区（第 2 条第 12 号関係）

区名	町丁目
城東区	鴫野東3丁目、天王田
東成区	大今里西3丁目、玉津3丁目、 東小橋3丁目(15~20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))
生野区	生野西1~4丁目、生野東1~4丁目、勝山北3~5丁目、勝山南1~4丁目、舎利寺1~3 丁目、鶴橋1~5丁目、中川西1~3丁目、林寺1丁目、林寺2丁目(1~16番、17番の一部、 18番(生野線以北))、林寺3丁目、林寺5丁目、桃谷2丁目(5番の一部(生玉片江線以北))、 桃谷3~5丁目
天王寺区	下味原町、東上町
阿倍野区	阿倍野筋4丁目(18~24番)、阿倍野筋5丁目(10~13番)、阿倍野元町(1~2番(木津川 平野線(松虫通)以北))、共立通1~2丁目、天王寺町北1丁目(1~5番、6番の一部、 7~10番(天王寺吾彦線以東))、天王寺町北2~3丁目、天王寺町南1丁目(1番)、天 王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)、天王寺町南3丁目(1番)、松虫通1丁目 (1~12番(木津川平野線(松虫通)以北))、松虫通2丁目、松虫通3丁目(1~4番、8番 (木津川平野線(松虫通)以北))、丸山通1~2丁目
西成区	岸里1丁目、聖天下1~2丁目、天下茶屋1~3丁目、天下茶屋東1~2丁目、 花園南1~2丁目

(様式 1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
(除却事業)
住所 〒
氏名
電話番号

(整備事業)
住所 〒
氏名
電話番号

事業計画承認申請書

大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 計画地

(地名地番) 大阪市 区
(住居表示) 大阪市 区

2 計画

(1) 事業スケジュール（予定）

項目	年 月 令和 年					
	月	月	月	月	月	月
除却事業						
整備事業						
その他						

（注）この表は棒状で表してください。また、事業開始予定日、事業完了予定日を記載してください。

(2) 除却建物の概要

接道状況	[附則第5項 ・ 法42条第2項 ・ その他の道路 ・ 2m以上接道していない] 道路幅員 実測値 約 m			
用途・形式 ^{※1}	構造・階数	建築年及び増築年	住戸数	床面積 ^{※2}
	造 階建	年	戸	m ²
		合 計	棟 戸	m ²
		うち補助対象	棟 戸	m ²

※1 「共同建て」「長屋建て」「長屋建て（切り取り）」「戸建て」の別を記入してください。

※2 固定資産（家屋）評価証明書に記載された面積

3 防災空地となる土地の概要

面積 [※]	m ²
-----------------	----------------

※ 固定資産（土地）評価証明書等により証明された面積。ただし、現況の道の範囲内の面積は算入しない。

4 他制度との併用について

他制度を併用する（制度名称： ） 他制度を併用しない

大阪市記入欄			
東	西	南	北
住宅用途面積 1/2 （以上・未満）			

(様式 1 - 1)

事業計画書

位置		(地名地番) 大阪市 区 (住居表示) 大阪市 区
区域		別紙のとおり
面積 ^{*1}		m ²
土地所有者 ※2	氏名	
	住所	
	T E L	
建物所有者 ※2	氏名	
	住所	
	T E L	
維持管理者 ※3	氏名	
	住所	
	T E L	
除却工事期間 (予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
整備工事期間 (予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
維持管理期間	補助金の額の確定通知日から 5 年を経過した日の属する年度の末日まで	
非常時の活用方法		
平常時の活用方法		

※1 固定資産（土地）評価証明書等により証明された面積。ただし、現況の道の範囲内の面積は算入しない。

※2 複数の場合は代表者

※3 防災空地の維持管理を行う自治組織等の組織名及びその代表者

補助事業者一覧

補助事業者（代表申請者も記載のこと）	
氏名	住所・電話番号
(代表申請者欄)	〒　　— TEL　(　　)　—
	〒　　— TEL　(　　)　—

- (注) 1 補助事業者全員を記載してください。
- 2 代表申請者以外の補助事業者は、この要綱に基づく権利、義務、手続き等すべての事柄を代表申請者に委任する旨の委任状を添付してください。
- 3 この要綱に基づく大阪市からの通知は、代表申請者のみに行いますので、予めご了承ください。

(様式 1 - 3)

令和 年 月 日

大阪市長

委任状

大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）交付金交付要綱の規定に基づく（除却事業・整備事業・除却及び整備事業）にかかる申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続き等すべての事柄について、代表申請者として_____氏に委任いたします。

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連帶してその責任を負うものとします。

補助事業者

住所 〒

氏名

(注) 補助事業者が複数の場合は、代表申請者を除く補助事業者の全員による委任状としてください。

(様式 1 - 4)

除却建物一覽

- (注) 1 除却建物の全てについて棟ごとに記載し、固定資産（家屋）評価証明書（棟明細の表記があり、共有者氏名、建築年が付記されていること。また、家屋の所在が登記事項証明書等に記載されている所在と異なる場合は、登記簿上の所在が付記されていること。）を添付してください。

2 補助事業者以外に建物所有者がいる場合は、補助事業者を除く建物所有者全員が除却を承諾している旨の書類を添付してください。

3 位置図及び除却建物の外観写真（1棟あたり2方向程度）を添付してください。

(様式 1 - 5)

令和 年 月 日

様

承諾書（建物）

貴方が大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、私所有の次の建物について除却する事を承諾いたします。

記

1 建物所在地

(地名地番) 大阪市 区

(住居表示) 大阪市 区

2 家屋番号

3 構造・階数 造 階建

4 延床面積 m^2

建物所有者

住所 〒

氏名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

令和 年 月 日

大阪市長

誓約書

除却事業にかかる補助事業者は、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、除却事業にかかる補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*長屋建て住宅の一部を除却する場合

補助事業者は、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

また、構造上同一棟となっている建物の所有者に対し、実施内容・方法、建物の耐久性・耐震性への影響等について説明し、建物の部分を切り離すことについて承諾を得ております。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

*除却する老朽木造住宅が賃貸住宅であり、かつ当該住宅に居住者がいる場合

除却事業にかかる補助事業者は、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。また、居住者より当該住宅からの立ち退きについて承諾を得ております。

万一、除却事業にかかる補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、除却事業にかかる補助事業者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

また、除却事業にかかる補助事業者の事由により事業断念をした場合は、事業断念時以降の居住者とのトラブルについても、除却事業にかかる補助事業者と居住者の間で解決し、大阪市に一切迷惑をかけません。

補助事業者（除却事業）

住所 〒

氏名

（注）補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

(様式 1 - 7)

令和 年 月 日

様

承諾書（土地）

貴方が大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、次の土地において補助事業を実施する事を承諾いたします。

記

1 所在地

(地名地番) 大阪市 区

(住居表示) 大阪市 区

2 地積 m²

3 家屋番号

4 構造・階数 造 階建

5 延床面積 m²

土地の所有権等を有する者

住所 〒

氏名

実印

(注) 印鑑登録証明書を添付してください。

(様式1－8)

他制度との適用区分一覧表

防災空地となる土地の整備項目	防災空地活用型除却費補助 (大阪市)	〔 〕 ※他制度の制度名称を記入
舗装（※1）		
植栽		
防災倉庫		
かまどベンチ		
周囲の囲い		
排水設備（※1）		
標識（※1）		
その他 (※2)		

(注) 次の凡例を参考に整備項目の各欄を記入して下さい。

ただし、同一の整備項目内で、他制度との併用はできません。

〔
凡例：
○ … 適用
／ … 不適用
— … 整備しない
〕

(※1) 必ず整備しなければならない項目

(※2) その他災害時の避難等に役立つ空間として整備する場合は、当該整備項目を記入する。

(様式2)

大都整 第 号
令和 年 月 日
様

大阪市長

事業計画承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった事業計画について、次のとおり承認したので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第3条第5項の規定に基づき通知します。

記

1 承認番号

2 計画地 (地名地番)

(住居表示)

3 除却事業の概要

建物概要	棟 戸	造 階建
除却建物の状況	補助対象部分	補助対象外部分
建築年		
床面積		
除却面積計		

4 整備事業の概要

面積	m ²
----	----------------

5 事業期間

除却事業：令和 年 月 日まで

整備事業：令和 年 月 日まで

防災空地の維持管理期間：補助金の額の確定通知日から3年を経過した日の属する年度の末日まで

- (注) 1 補助対象事業に係る工事契約は、補助金の交付決定後に行ってください。ただし、第6条第1項ただし書の規定に基づき交付申請した場合は、「工事契約」を「工事着手」と読み替えるものとします。
- 2 補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画の変更をする場合又は補助事業を廃止しようとする場合は市長の承認を受けなければなりません。
- 3 補助対象事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければなりません。
- 4 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。

なお、固定資産税、都市計画税の非課税適用においては、以下の点に留意してください。

- ・特定の者に限られた使用ではなく、広く公共の用に供していること。
- ・防災に必要となるもの以外、空地の使用の妨げとなるものや周壁等を設置していないこと。

(様式3)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

不承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあった件について、大阪市密集住宅市街地重点整備事業(防災空地活用型除却費補助) 補助金交付要綱第3条第7項、又は第10条第2項により審査の結果、不承認となりましたので通知します。

記

1 拠助事業者

(除却事業)

住所

氏名

(整備事業)

住所

氏名

2 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

(住居表示) 大阪市 区

3 不承認の理由

(様式4)

令和 年 月 日

大阪市長

申請者
住所〒

氏名

事業実施協定の再締結申出書

令和 年 月 日に締結した「大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）の実施等に関する協定書」について、再締結したいため、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第4条第3項に基づき、次のとおり申し出ます。

記

1 所在地
(地名地番) 大阪市 区

2 協定者 (大阪市を除く)

氏名	住所

3 現在の協定の満了日 令和 年 月 日 まで

4 再締結による有効期間 現在の協定の満了日 ~ 令和 年 月 日 まで

(注) 再締結をする際の協定の有効期間は最長3年とする。

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所 〒

氏名

補助金交付申請書

大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）について、補助金の交付を受けたいので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第6条第1項に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

3 補助種別 (除却事業 ・ 整備事業 ・ 除却及び整備事業)

4 事業期間 工事契約日又は工事契約予定日 令和 年 月 日

工事着手予定日 令和 年 月 日

事業完了予定日 令和 年 月 日

5 交付申請額 (除却事業) 円

(整備事業) 円

(交付申請額合計) 円

(様式5－1)

交付申請額内訳書【除却事業】

算出項目		除却費	備考
除却面積	a	m ²	この補助事業の実施に伴い除却する面積(※1)
うち、補助対象面積	b	m ²	
補助率	c	2／3	
契約見込額のうち、老朽住宅の除却に要する費用	d	円	
補助対象費用による補助限度額	e	千円	$e = d \times (b/a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価	f	千円	集合住宅(※2)：15千円 上記に該当しない住宅：17千円
補助対象面積による補助限度額	g	千円	$g = b \times f \times c$ 千円未満切り捨て
住宅種別による限度額	h	千円	集合住宅(※2)：2,000千円 上記に該当しない住宅：1,000千円
交付申請額	i	千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

(※1) 除却面積(a)が固定資産(家屋)評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(※2) 集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

(様式5－2)

交付申請額内訳書【整備事業】

算出項目		整備費	備考
整備面積	a	m ²	この補助事業の実施に伴い整備する面積(※)
補助率	b	2／3	
契約見込額のうち、空地の整備等に要する費用	c	円	
補助対象費用による補助限度額	d	千円	$d = c \times b$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価	e	18.5 千円	
補助対象面積による補助限度額	f	千円	$f = a \times e \times b$ 千円未満切り捨て
補助限度額	g	1,200 千円	
交付申請額	h	千円	$h = d \cdot f \cdot g$ の最も小さい額

(※) 除却面積(a)が固定資産(家屋)評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(様式6)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、次のとおり交付を決定したので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 補助種別 (除却事業 ・ 整備事業 ・ 除却及び整備事業)

4 計画敷地

(地名地番) 大阪市

区

5 交付決定額 円

6 交付条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他大阪市補助金等交付規則、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱並びに同要綱に基づく事業実施協定及び土地使用貸借契約の規定を遵守すること。

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式 6-2)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあって
は主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあって
はその名称、代表者の氏名)

工事着手届

令和 年 月 日 付けで 大阪市指令都整 第 号にて（交付決定・交付変更承認）の通知を受けた事業について、工事又は変更部分の工事に着手したので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1 承認番号 号

2 計画敷地 (区)

3 工事着手日 令和 年 月 日

(様式7)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次の理由により交付しない旨の決定をしたので通知します。

記

1 補助事業者

(住所)

(氏名)

2 補助種別 (除却事業 ・ 整備事業 ・ 除却及び整備事業)

3 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

4 不交付決定の理由

(様式8)

令和　年　月　日

大阪市長

補助事業者

住所 〒

氏名

補助金交付申請取下書

令和　年　月　日付け大阪市指令都整　第　　号で交付決定のあった補助事業について、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第8条第1項に基づき、取下げたいので次のとおり申請します。

記

1 承認番号

2 補助種別

3 交付決定額

円

4 取下理由

(様式9)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付申請取下承認通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で交付決定を行った補助事業について、取下書の提出があったので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次の内容の交付申請の取下げを受領し、承認したので通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 補助種別

4 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

(注) 補助事業を継続する場合は、事業着手前に交付申請を行ってください。なお、交付申請が事業着手後に行われた場合は、補助金の交付決定をすることはできません。

(様式 10)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所 〒

氏名

事業計画変更等承認申請書

令和 年 月 日 付け $\left\{ \begin{array}{c} \text{大都整} \\ \text{大阪市指令都整} \end{array} \right\}$ 第 号で $\left\{ \begin{array}{c} \text{事業計画承認通知} \\ \text{事業計画変更等承認通知} \\ \text{補助金交付決定通知} \\ \text{補助金交付変更承認通知} \end{array} \right\}$

のあった補助事業について、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 承認番号

2 補助種別 (除却事業 ・ 整備事業 ・ 除却及び整備事業)

3 変更事項

ア. 補助事業の内容 イ. 事業の廃止

ウ. その他 ()

4 変更内容

5 変更理由

(様式 11)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所 〒

氏名

補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第

号で

補助金交付決定通知
補助金交付変更承認通知

交付決定のあった補助事業について、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 承認番号

2 補助種別 (除却事業 ・ 整備事業 ・ 除却及び整備事業)

3 変更事項

ア 補助事業の内容等
変更内容

イ 補助金の額

既交付決定額	円
交付変更申請額	円
差引増減額	円

4 変更理由

(様式 11-1)

交付申請額内訳書【除却事業】

算出項目		令和 年 月 日 交付決定	変更申請	備考
除却面積	a	m ²	m ²	この補助事業の実施に伴い除却する面積(※1)
うち 補助対象面積	b	m ²	m ²	
補助率	c	2 / 3		
契約見込額のうち 老朽住宅の除却に要する費用	d	円	円	
補助対象費用による 補助限度額	e	千円	千円	$e = d \times (b / a) \times c$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価	f	千円		集合住宅(※2):15 千円 上記に該当しない住宅: 17 千円
補助対象面積による 補助限度額	g	千円	千円	$g = b \times f \times c$ 千円未満切り捨て
住宅種別による 限度額	h	千円		集合住宅(※2):2,000 千円 上記に該当しない住宅: 1,000 千円
交付申請額	i	千円	千円	$i = e \cdot g \cdot h$ の最も小さい額

(※1) 除却面積(a)が固定資産(家屋)評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積がわかる資料を添付してください。

(※2) 集合住宅の一部のみを除却するものは、「上記に該当しない住宅」の補助限度額単価及び補助限度額となります。

(様式 11-2)

交付申請額内訳書【整備事業】

算出項目		令和 年 月 日 交付決定	変更申請	備考
整備面積	a	m ²	m ²	この補助事業の実施に伴い整備する面積
補助率	b	2 / 3		
契約見込額のうち 空地の整備に要する費用	c	円		
補助対象費用による 補助限度額	d	千円	千円	$d = c \times b$ 千円未満切り捨て
補助限度額単価	e	18.5 千円		
補助対象面積による 補助限度額	f	千円	千円	$f = a \times e \times b$ 千円未満切り捨て
補助限度額	g	1,200 千円		
交付申請額	h	千円	千円	$h = d \cdot f \cdot g$ の最も小さい額

(※) 除却面積（a）が固定資産（家屋）評価証明書に記載されている面積と異なる場合は、除却面積
がわかる資料を添付してください。

(様式 12)

大都整 第 号
令和 年 月 日
様

大阪市長

事業計画変更等承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった事業計画変更等承認申請について、次のとおり承認したので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 承認番号

2 補助種別

3 変更事項

4 変更内容

- (注) 1 補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画の変更をする場合又は補助事業を廃止する場合は、市長の承認を受けなければなりません。
- 2 補助対象事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければなりません。
- 3 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。

(様式 13)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付変更承認通知書

令和 年 月 日付で交付変更承認申請のあった補助金について、次のとおり承認したので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 承認番号

2 補助種別 (除却事業 ・ 整備事業 ・ 除却及び整備事業)

3 変更事項

ア 補助事業の内容等

変更内容

イ 交付変更決定額 円

4 交 付 条 件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその担当職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せざる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他大阪市補助金等交付規則、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱並びに同要綱に基づく事業実施協定及び土地使用貸借契約の規定を遵守すること。

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

(様式 14)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

事業計画承認及び交付決定取消通知書

大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、次のとおり承認及び交付決定を取り消します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

（住所）

（氏名）

3 補助種別

4 計画敷地

（地名地番） 大阪市 区

5 取消理由

(様式 15)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で（交付決定・交付変更承認）を行った補助事業について、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり（取消・変更）したので通知します。

記

1 承認番号

2 補助種別

3 取消・変更の内容

4 取消・変更の理由

(様式 16)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所 〒

氏名

完了報告書

令和 年 月 日 付け $\left\{ \begin{array}{c} \text{大都整} \\ \text{大阪市指令都整} \end{array} \right\}$ 第 号で $\left\{ \begin{array}{c} \text{事業計画変更等承認通知} \\ \text{補助金交付決定通知} \\ \text{補助金交付変更承認通知} \end{array} \right\}$

のあった補助対象事業が完了したので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承認番号

2 補助種別 (除却事業 ・ 整備事業 ・ 除却及び整備事業)

3 計画敷地
(地名地番) 大阪市 区

4 補助金の交付決定額 円

(様式 16-1)

令和 年 月 日

大阪市長

領収書等遅延理由書

大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱に基づき、完了報告を行うにあたり、除却工事費等の支払いを証する書類（領収書等）の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要書類とあわせて提出いたします。

領収書が遅延する補助事業（除却事業・整備事業・除却事業、整備事業とも）

領収書等の写しの提出が遅延する理由

[]

なお、除却工事費等に係る要支払額を示す書類として、当該除却工事費等に係る請求書の写しを添付します。

支払い額 金 円

支払い予定日 令和 年 月 曜

補助事業者

住所

氏名

(様式 16 の 2)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者

住所 〒

氏名

完了報告書

令和 年 月 日 付け 大都整 第 号 で $\left\{ \begin{array}{l} \text{事業計画承認通知} \\ \text{事業計画変更等承認通知} \end{array} \right\}$ の

あつた整備事業が完了したので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）
補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承認番号

2 計画敷地

（地名地番） 大阪市 区

(様式 17)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで完了報告のあった補助対象事業について、次のとおり補助金の額が確定したので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 補助種別

4 計画敷地

(地名地番) 大阪市 区

5 確定補助金額 円

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

(様式 17 の 2)

大都整 第 号
令和 年 月 日
様

大阪市長

検査適合通知書

令和 年 月 日付けで完了報告のあった次の整備事業について、事業計画の承認の内容等に適合すると認められるので、大阪市密集住宅市街地重点整備事業(防災空地活用型除却費補助)補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 承認番号

2 補助事業者

(住所)

(氏名)

3 計画敷地

(地名地番)

大阪市

区

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から 5 年間保存してください。

(様式 18)

令和 年 月 日

大阪市長

申請者
住所〒

氏名

実施協定及び貸借契約解除申出書

令和 年 月 日に締結した「大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）の実施等に関する協定書」について、解除したいため、協定者全員の同意の上、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第 16 条第 1 項に基づき、次のとおり申し出ます。

記

1 所在地

(地名地番) 大阪市 区

2 協定者（大阪市を除く）

氏名	住所

3 実施協定及び貸借契約解除理由

4 実施協定及び貸借契約解除期日 令和 年 月 日

（注）本申出が受領された場合は、同日付で本協定に付随する「土地使用貸借契約書」についても解除されたものとする。

(様式 19)

様

大都整 第 号
令和 年 月 日

大阪市長

実施協定及び貸借契約解除通知書

令和 年 月 日に締結した「大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）の実施等に関する協定書」及び令和 年 月 日に締結した「土地使用貸借契約書」について、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第 16 条第 3 項に基づき、解除しましたので通知します。

記

1 所在地

(地名地番) 大阪市 区

2 協定者（大阪市を除く）

氏名	住所

3 実施協定及び貸借契約解除理由

4 実施協定及び貸借契約解除期日

(様式 20)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定取消兼返還請求書

令和 年 月 日付け大阪市指令都整第 号で交付決定を行った補助金について、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱第 25 条の規定に基づき補助金交付決定の（一部・全部）の取り消しを行うとともに、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1 承認番号

2 補助種別

3 補助事業者

（住所）

（氏名）

4 所在地

（地名地番） 大阪市 区

5 返還金額

6 返還期限

7 取消理由

（注） 補助金返還額は、同封の納入通知書により返還期限までに公金取扱銀行に納付してください。

(様式 21)

令和 年 月 日

大阪市長

管理者

住所〒

氏名

維持管理状況報告書

防災空地の維持管理状況について、大阪市密集住宅市街地重点整備事業（防災空地活用型除却費補助）補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 承認番号

2 所在地

(地名地番) 大阪市 区

3 維持管理状況

- 防災空地は常時開放されているか
- 防災空地の日常的な清掃・管理等が行われているか
- 防災空地の利用規則等を記した標識が設置されているか

4 その他報告事項（施設の破損の有無、変更事項等）

(注) 現在の状況がわかる写真を添付してください。